

コンプライアンス

コンプライアンスの取り組み

ESG、SDGsを踏まえた経営にともない、リスクやコンプライアンスの範囲は、気候変動、サプライチェーン、人権など、法令遵守の枠にとどまらず、広がりを見せています。このようなコンプライアンスを含む経営方針は、「企業行動憲章・基準」、「フジタ5ヵ年計画重点方針」から「部門・部署目標」に展開され、実務は「フジタマネジメントシステム」で運用しています。

■ 各種法令への取り組み

入札や契約および下請け取引の適正化に向け、コンプライアンス本部を中心に、業務の適正性、各種法令の遵守状況を検証しています。

独占禁止法に関しては、2019年度より各支店の官庁土木部門について、営業部門・技術部門などの関係部署へヒアリングを行い、業務の記録の確認、関係書類のチェックなど

を実施しています。また、2023年度も引き続き官庁土木と一部の官庁建築部門について監査を実施した結果、業務はすべて適正に行われており、独占禁止法への抵触、懸念事項についても該当はありませんでした。

建設業法に関しては、2023年10月に、建設業法関連の管理、手続きに関する業務を集中管理し建設業許可の適正維持をより強化するため、コンプライアンス本部にライセンス管理室を新設しました。

さらに、過去の重大リスク事案に対する再発防止とコンプライアンス意識向上に向けては、従業員向けに、贈収賄・独禁法・建設業法・下請法などをテーマとしたコンプライアンス研修をこれまで継続的に実施してきました。

2023年度は、贈収賄・独禁法・建設業法などの法令違反は発生しませんでした。2024年度は、今一度、再発防止と一層のコンプライアンス意識の向上を図ってまいります。

人権についての取り組み

■ 人権尊重に関する基本方針

大和ハウスグループでは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に記載のある、人権を尊重する企業の責任をふまえ「大和ハウスグループ人権方針」を専門家からのアドバイスを受けながら策定。2017年12月の取締役会決議を経て2018年1月に制定しました。

また、2004年1月に定めた「大和ハウスグループ企業倫理綱領および行動規範（2022年4月改定）」において、「人権の尊重（私たちはあらゆる人々の尊厳と基本的人権を尊重し、人種・国籍・民族・性別・性的指向・性自認・障がいの有無・年齢・信条・宗教・社会的身分などを理由とした差別や、職場におけるハラスメントを行いません）」を明記し、さらに、自社およびサプライチェーンに対して強制労働や児童労働を禁止しています。この「大和ハウスグループ企業倫理綱領および行動規範」は世界中の従業員に伝達すべく、英語と中国語にも翻訳しています。

大和ハウスグループ企業倫理綱領および行動規範

https://www.daiwahouse.co.jp/sustainable/csr/pdfs/code_of_conduct.pdf

大和ハウスグループ人権方針（PDF）

<https://www.daiwahouse.co.jp/sustainable/csr/pdfs/2017/jinkenhoujin2018.pdf>

■ ハラスメント防止・人権意識の向上に向けて

2019年4月に当社独自のハラスメント防止規程を策定し、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントおよび妊娠・出産・育児休職・介護休職などに関するハラスメントを防止するために従業員が遵守すべき事項ならびに防止措置などを決めました。これまでに研修などさまざまな取り組みを行い、ハラスメントに対する知識と意識の向上を図っています。2023年度は、国内および海外で巡回実施したリスクミートンギンにおいて、ハラスメントに関する事例を展開・周知するほか、人権e-ラーニングを実施し96.5%の回答率となりました。

コンプライアンス

海外でのリスクの取り組み

海外事業においては、リスク管理体制の強化に取り組んでいます。

進出国のリスク情報取得や緊急時の対応など、本社、各海外拠点に加え、専門機関なども交えた協力体制を構築し、従業員が安全・安心に暮らし、働ける環境を整えています。

2023年度の取り組みとしては、海外拠点を対象に安全・品質・コンプライアンス意識の向上を目的としたリスクミーティングを実施しました。

2024年度も引き続き、各国の法令の徹底遵守に向けた啓蒙活動を推進するとともに、事故、コンプライアンス違反、情報漏洩、ハラスメント、人権侵害を防止する取り組みを継続して行なっています。



世界各国で事業を手掛けています。
写真＝ヴァラナシ国際協力・コンベンションセンター(Rudraksh)

従業員研修の実施

コンプライアンス意識の向上を目的に、従業員および関係会社への教育を充実させ積極的に実施しています。2023年度の教育実績は以下の通りです。

2023年度 教育実績

研修名	回数	人数
圧倒的教育でのコンプライアンス研修 (等級別、役職別など)	25回	3,144名
コンプライアンス本部長による リスクミーティング	17回	1,071名
宣誓式のコンプライアンス研修	1回	182名
e-ラーニング (贈収賄、独禁法、建設業法について)	1回	5,463名
関係会社へのコンプライアンス研修	4回	約560名
建設業法研修 (専任技術者、営業管理職員など向け)	3回	296名

知的財産への取り組み

知的財産に関する基本方針

当社は「競争優位性の確保と競争秩序の維持」を基本理念として知的財産活動を行なっています。技術開発成果を迅速に権利化することで競争優位性の確保、企業価値の向上に努め、特許などの調査体制を整備するとともに他社の知的財産を尊重することで競争秩序の維持に努めています。知的財産情報の重要性を踏まえ、社内に対する知的財産情報の発信・収集体制を構築するとともに、特許権に基づく実施許諾を積極的に行うことで、知的財産権の活用に取り組んでいます。また、発明を行なった従業員に対しては、職務発明規定により発明報奨金を支給するなど従業員の貢献に対する評価と処遇を適切に講じ、発明創出に対するモチベーションの維持・向上を図っています。

知的財産の管理体制

技術センターに知的財産部を置き、特許権をはじめ、2020年4月の法改正により建築物、内装などが保護対象に拡充された意匠権を含め、知的財産権に関する調査・権利化・管理・権利侵害の対応などについて、研究開発部門や事業部門と連携を取りながら、会社の重要な財産である知的財産を提案から維持・放棄まで一元管理しています。加えて、各技術部門の代表者で構成される知的財産審査委員会を設置することで、保有している知的財産権の維持・放棄の判断を行い、適切な知的財産の管理体制を築いています。

保有件数の推移

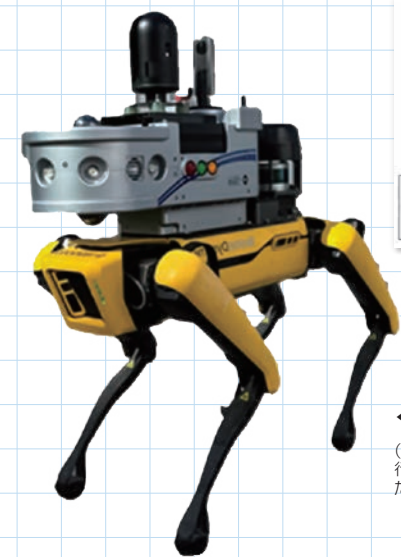
当社における2023年度末時点での保有特許件数は766件(国内特許757件、外国特許9件)です。2023年度の国内特許出願件数は116件(ノウハウを含む)であり、事業領域の拡大にともない保有・出願件数は増加傾向にあります。また、新たに法改正された建築物の意匠登録は10件を数え、建築物デザインの分野においても差別化による競争優位性の確保に努めています。特許出願分野の内訳では、当社の中核事業である建設分野に加え、近年は、工事施工の省力化・省人化のためのロボティクス分野を含めたDXへの取り組みや、廃棄物処理・資源有効再利用技術、脱炭素技術などのGXへの取り組みに関する割合が増加しています。

Topics

自動巡回システム

本発明の自動巡回システムは、無人移動体と、無人移動体に搭載された全方位カメラと、無人移動体および全方位カメラを制御する移動体制御部と、作業現場の地図、地図内で無人移動体を移動させるため予め定めた移動経路および全方位カメラにより撮影された映像を記憶するデータサーバーとを備えます。移動体制御部は、移動経路に沿って無人移動体を移動させながら、全方位カメラにより無人移動体の周囲を360度にわたって撮影させ、全方位カメラにより撮影された映像を地図の対応する位置に紐付けてデータサーバーに記憶させることで、より効率的に作業現場の巡回を行うことができます。

発明の名称:自動巡回システム
特許番号:特許第7285108号
登録日:令和5年5月24日(2023.5.24)



特許添付図

◀ 本件特許の実施事例
(本件は無人移動体として、四足歩行ロボットSpotの活用を想定した特許になります)